

沼津市立小・中学校の
適正規模・適正配置の基本方針

平成 29 年 5 月

(令和 2 年 12 月改正)

沼津市

沼津市教育委員会

<目次>

はじめに

基本方針の位置付け

第1章 適正規模・適正配置について

- 1 市内の児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 全体的な傾向
 - (2) 小学校・中学校区ごとの傾向
- 2 市内小・中学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) 学校の規模等
 - (2) 学校の配置
- 3 望ましい学校規模、1学級当たりの児童生徒数、配置について P 5
 - (1) 学校規模について
 - (2) 1学級当たりの児童生徒数について
 - (3) 学校配置について
- 4 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - (1) 適正規模について
 - (2) 適正配置について
 - (3) 学校施設整備について
 - (4) 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

第2章 適正規模・適正配置の対象となる学校や地区について

- 1 検討の際に考慮すべき観点・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - (1) 適正化を検討する学校の観点と方策
 - (2) 地理的要因や地域事情による小規模校の存続
- 2 地区または学校ごとの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 3 早急な対応が必要な地区や学校について・・・・・・・・ P 18
 - (1) 今後10年間に於いて児童生徒数の減少により、早急な対応が必要な地区や学校について
 - (2) 児童生徒数の増加により対応が必要な学校について
- 4 早急な検討が必要な地区や学校について・・・・・・・・ P 19

第3章 教育の質の更なる充実を目指した取組について

- 1 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 2 ICTを活用した教育・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26

はじめに

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられ、学校教育法施行規則では小・中学校とも「12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」とされています。

本市では、昭和 43 年以降、児童生徒数の増加に伴い多くの小中学校を新設する一方、地域の児童生徒数の状況を踏まえ、これまでも地域の実情に応じた学校再編の取組をしてきました。

昨今においては、全国的に少子高齢化が進み、本市においても地域によっては児童生徒数の減少や将来的な学校規模の更なる小規模化が見込まれています。

一方、住宅地開発等により、現在も児童生徒数が増加している地域があり、一部の小学校において過密な状況が生じているなど、学校規模の差が大きくなっています。

今後、全市的な視点から将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化、あるいは児童生徒数の急激な増加による学校の大規模化を考慮すると、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることが、これまで以上に重要であると考えています。

そこで、沼津市教育委員会は平成 27 年度に「学校配置の適正化検討委員会」を設置し、学識経験者や自治会、保護者並びに市立小・中学校の代表者等から広く意見を聴取するとともに、今後の沼津市の学校教育の在り方について協議を重ね、おおむね今後 10 年間における短中期的な「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の概略方針」を策定しました。

この度、概略方針に基づき、学校は教育の場であるとともに地域交流の拠点であることを踏まえ、市の総合計画をはじめとした上位計画との整合を図りつつ、『まちづくり』の観点等を加えた本市としての「沼津市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定いたしました。

今後は、本基本方針に基づき、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備するため、教育の質の更なる充実を図るために学校規模・学校配置の適正化に取り組むこととします。

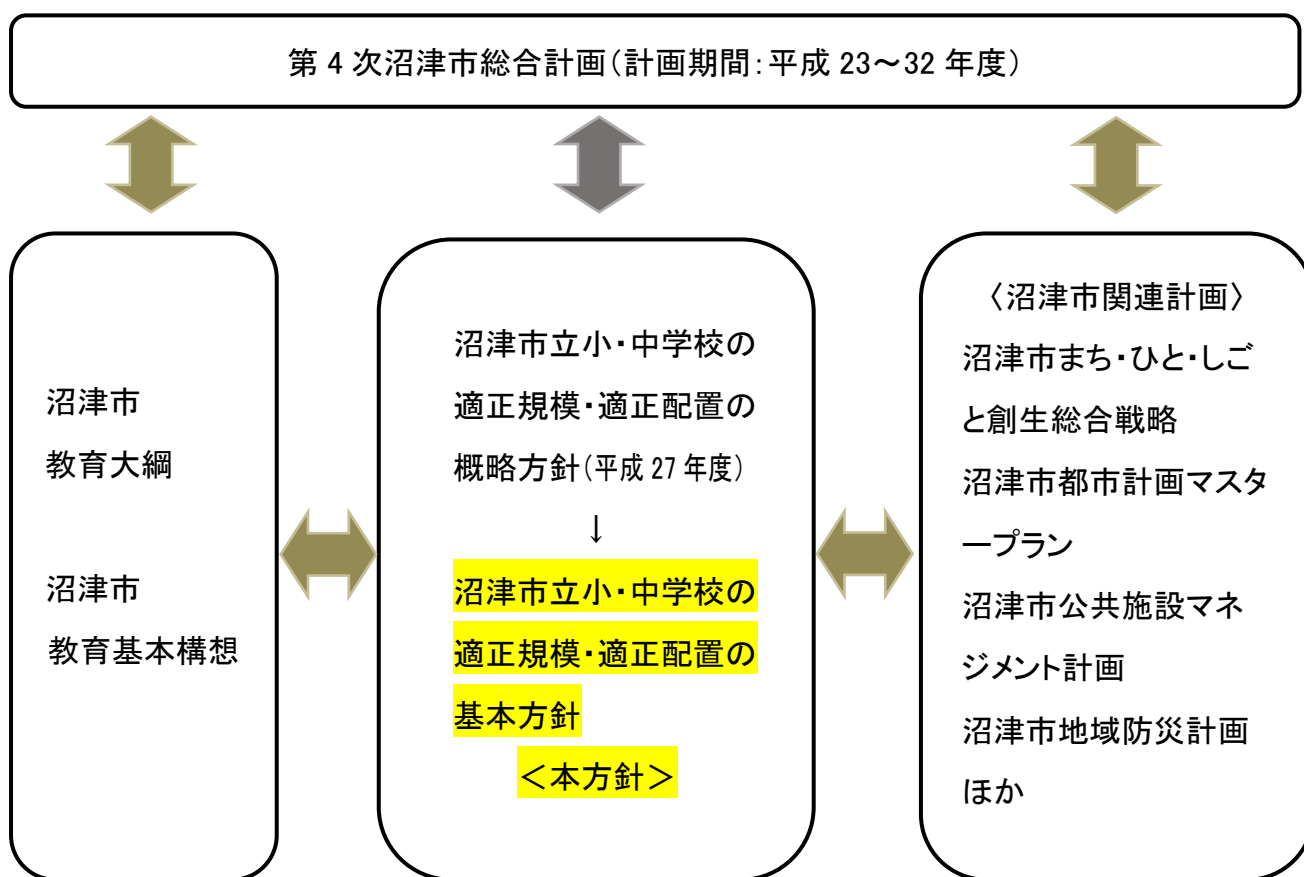
基本方針の位置付け

本方針は、よりよい教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るために定めるものです。

方針の策定に当たっては、市総合計画の方針及び教育大綱、教育基本構想に則り、また、他の関連する計画とも整合を図りながら策定しています。

本方針は、今後の30年を見据えた上での方針としていますが、上位計画や関連する計画の改定や児童生徒数の推計状況により、必要に応じて内容の見直しを図るものとします。

〈本方針の位置づけ〉



第1章 適正規模・適正配置について

1 市内の児童生徒数の推移

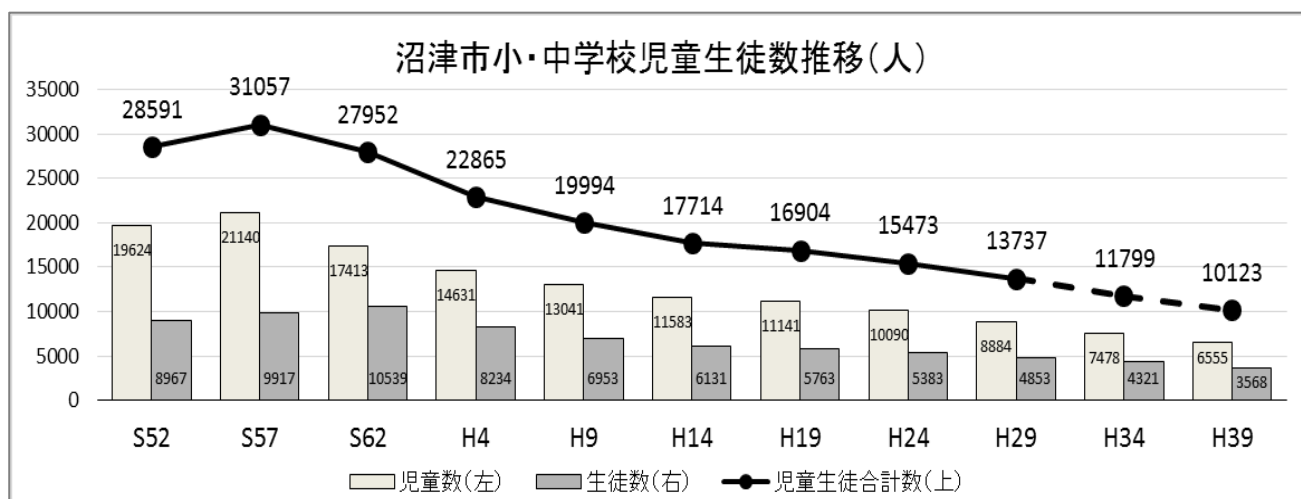
(1) 全体的な傾向

沼津市立小・中学校の児童生徒数は、昭和57年度の31,057人をピークに、その後徐々に減少を続け、平成29年度は13,737人となり、ピーク時の半分以下にまで減少しています。

今後は、市内全体の傾向として更なる児童生徒数の減少が見込まれ、平成39年度には10,000人程度になると予想されています*。

そのような状況の中で、市内沿岸部の地域においては、児童生徒数の著しい減少傾向が見られます。

その一方で、市内北部の地域においては、児童生徒数の増加傾向が見られるなど、地域によって児童生徒数の変化の違いが見られます。



* 沼津市小・中学校児童生徒数推移は、平成29年までは実数で記載。平成34年と平成39年の数値は、出生数の推移に基づく推計

[平成29年3月 地域まちづくり研究所 作成]

(2) 小学校・中学校区ごとの傾向

児童生徒数の平成29年の数値は平成29年5月1日現在の児童生徒数。平成30年から平成39年までの数値は出生数に基づく推計。ただし、平成34年以降の小学校児童数(表の網掛け部分)は出生数の推移に基づく推計。

[平成29年3月 地域まちづくり研究所 作成]

(小学校在籍児童数) ↓特別支援学級を除く学級数

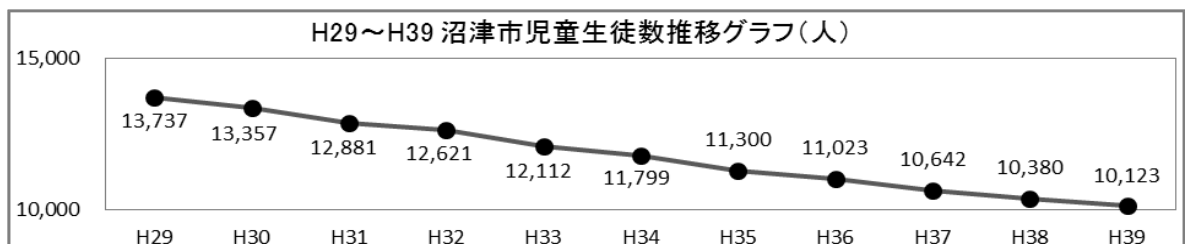
	小学校	H29	学級数	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
	第一小	304	(11)	302	294	278	263	241	239	231	221	217	213
	第二小	195	(8)	192	183	181	168	164	163	153	147	145	150
	第三小	406	(14)	390	356	331	301	286	274	266	256	263	261
	第四小	511	(18)	514	493	480	432	434	423	413	417	413	423
	第五小	520	(18)	515	509	515	495	485	470	460	449	441	456
	開北小	365	(13)	357	351	324	301	279	251	238	224	223	212
※	千本小	55	(6)	54	53	51	43	39	38	37	34	34	35
	片浜小	415	(15)	386	377	360	339	314	307	303	287	287	289
	金岡小	769	(24)	754	736	741	720	706	676	684	684	660	645
	大岡小	408	(14)	405	380	371	355	335	311	274	255	233	216
	静浦小	171	(6)	168	153	159	149	133	122	117	116	112	116
	愛鷹小	657	(22)	635	600	579	556	527	488	455	436	414	394
※	大平小	149	(7)	132	138	128	129	129	126	128	124	116	117
※	内浦小	51	(5)	47	39	40	33	31	26	25	25	26	30
※	西浦小	60	(6)	59	59	57	55	45	43	42	39	39	39
	原小	649	(21)	626	593	568	549	551	547	547	545	538	524
	浮島小	226	(7)	220	213	189	191	185	174	169	162	160	151
	香貫小	528	(18)	511	493	458	423	404	397	390	378	381	376
	門池小	761	(24)	799	818	835	846	869	851	857	838	830	791
	今沢小	365	(13)	345	344	321	321	297	281	272	255	242	233
	沢田小	385	(13)	367	352	346	343	318	305	292	285	276	266
	原東小	319	(12)	294	251	249	229	229	219	224	225	210	207
※	大岡南小	533	(20)	499	494	493	463	448	441	429	407	392	388
※	戸田小	82	(6)	71	64	49	42	29	27	23	20	20	23

※は、現在もしくは10年以内に複式学級の発生が予想される学校

(中学校在籍生徒数)

	中学校	H29	学級数	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
	第一中	128	(5)	141	167	170	165	144	142	140	144	134	122
	第二中	131	(6)	123	109	115	102	96	88	92	96	86	75
	第三中	520	(16)	500	450	466	440	425	382	359	318	300	290
	第四中	297	(9)	276	266	282	268	270	247	239	224	198	208
	第五中	401	(13)	427	425	437	428	436	417	414	385	363	335
	片浜中	203	(7)	193	185	177	174	165	151	145	140	136	121
	金岡中	605	(18)	557	520	525	529	543	509	476	461	473	471
	大岡中	519	(15)	504	461	435	407	396	384	385	388	358	325
	静浦一貫	87	(3)	66	60	71	65	69	63	57	56	55	49
	愛鷹中	384	(12)	357	332	312	291	291	284	272	252	238	223
	大平中	102	(4)	73	75	61	64	52	54	56	59	58	56
	長井崎中	69	(3)	66	53	53	51	54	47	41	38	36	30
	原中	403	(14)	435	419	399	364	355	325	300	288	287	313
	浮島中	113	(5)	99	115	114	106	92	90	91	83	87	80
	門池中	334	(12)	329	323	356	358	403	395	412	383	399	404
	今沢中	271	(9)	281	297	269	278	247	246	237	233	235	208
	戸田中	46	(3)	48	41	36	36	43	37	38	25	25	18

(平成29年 市立沼津高等学校中等部生徒数は240人、6学級)



2 市内小・中学校の現状

(1) 学校の規模等

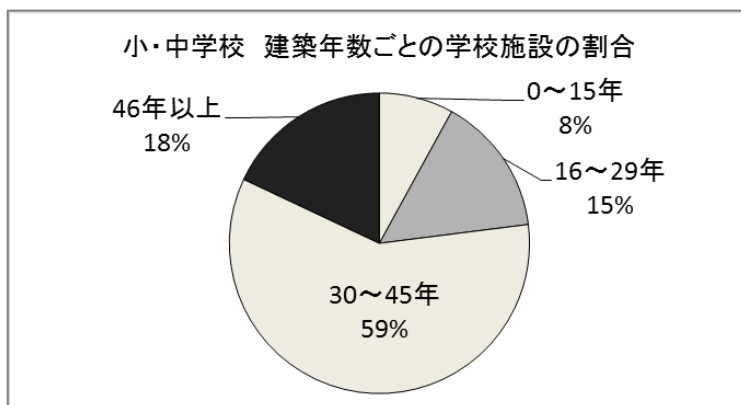
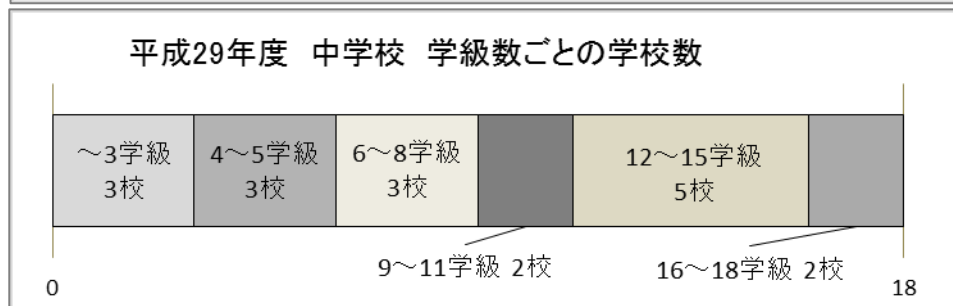
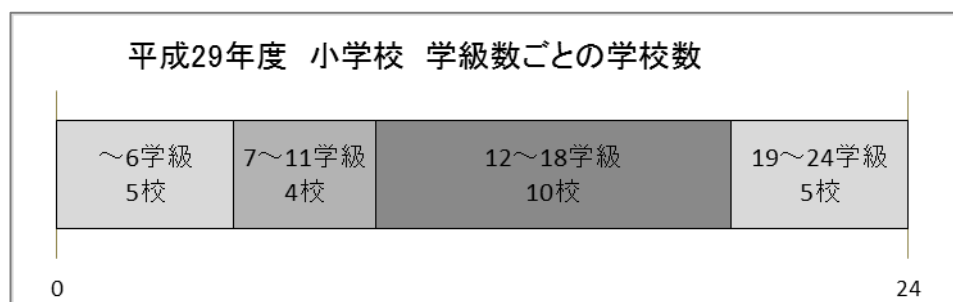
平成29年度の市内小学校には、11学級以下（特別支援学級は除く）の学校が9校あります。その中でも6学級以下の小学校が5校あり、今後、更なる児童数の減少が見込まれています。

その一方で、今後の児童数の増加により25学級以上の大規模校になる可能性がある学校も存在します。

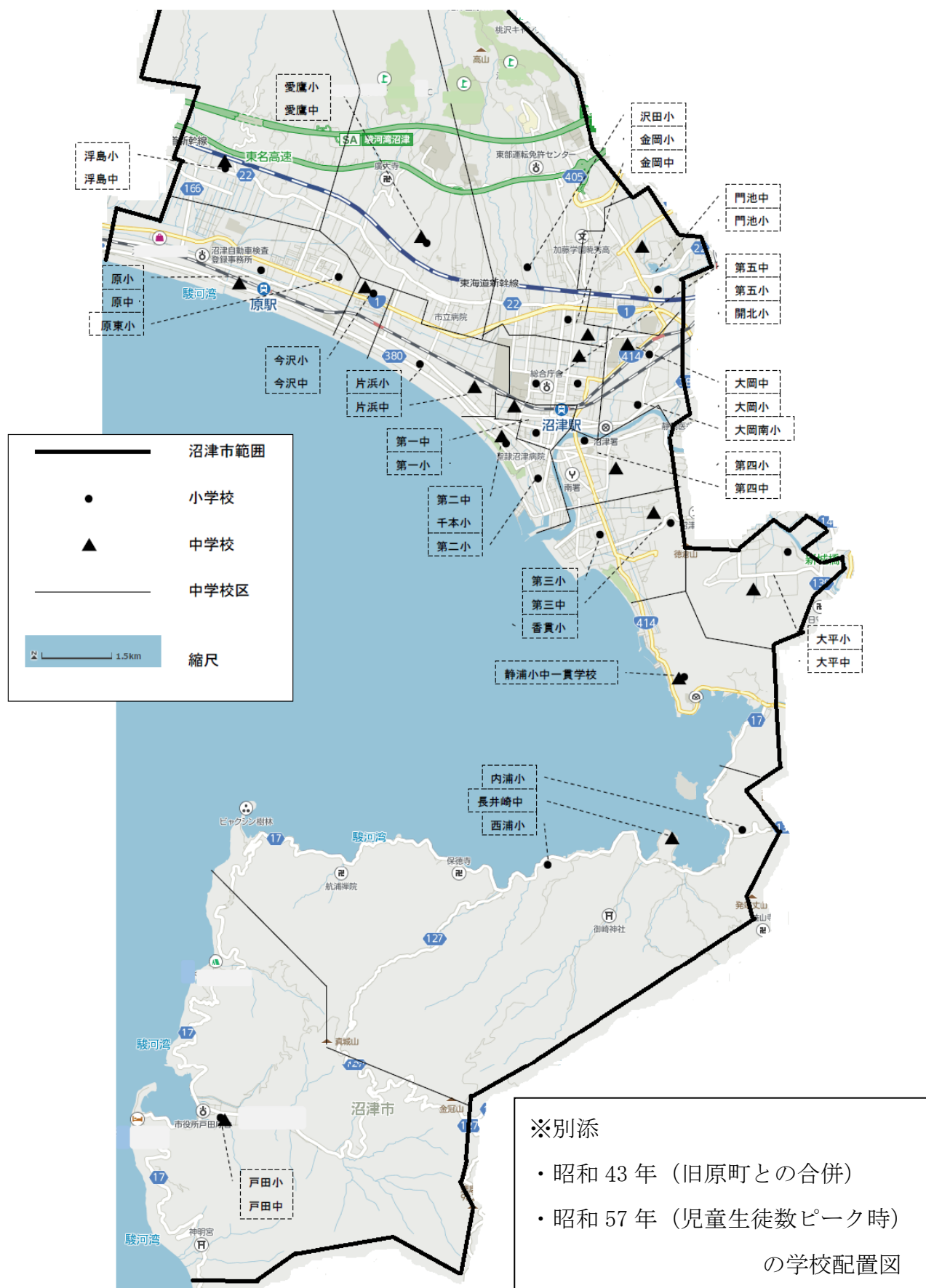
市内の中学校には、5学級以下の学校が6校あります。その中でも3学級以下の中学校が3校あり、今後の更なる生徒数の減少が見込まれています。

現在、19学級を超える規模になる可能性がある学校はありません。

また、各校舎、体育館、給食棟等の学校施設167棟のうち129棟（約77%）の建物が建築後、30年以上経過しており、校舎等の老朽化も大きな課題となっています。



(2) 学校の配置 (略図)



3 望ましい学校規模、1学級当たりの児童生徒数、配置について

学校では、児童生徒が単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることや、ふるさとを大切にすることを養うことが重要です。

そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えます。

(1) 学校規模について

学校教育法施行規則第41条において「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定され、同規則第79条において、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、適正な規模の条件は、基本的には「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」

「5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級までの学級数の学校とを統合する場合においては24学級までとする」と規定されています。

なお、学校の小規模化・大規模化に伴うメリットやデメリットについては以下のようなものが挙げられます。

(学級数が少ないことによるメリットとデメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・意見感想を発表できる機会が多い。・一人一人がリーダーを務める機会が多い。・運動場や体育館、特別教室など余裕をもって使える。・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行いやすい。	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の人間関係が固定化しやすい。・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができにくい。・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。・クラブ活動や部活動の種類が限定されやすい。

(学級数が多いことによるメリットとデメリット)

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えを多様に行うことができ、児童生徒の人間関係が広がる。 ・児童生徒がお互いに切磋琢磨しあう機会が増える。 ・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が増える。 ・クラブ活動や部活動の選択の幅が広がる。 ・運動会やクラス対抗競技などに大人数で臨むことで教育活動に活気が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が活躍する場や機会が減る。 ・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって制約が出てくる。 ・一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難になる。 ・緊急時の一斉行動に時間がかかったり安全面で課題が出たりする。

以上のように、学級数が少ない場合と多い場合のそれぞれのメリット・デメリットについて比較すると、一定の学校規模の確保が、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備することにつながると考えます。

(2) 1学級当たりの児童生徒数について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、1学級の児童生徒数は40人以下と定められています。ただし、小学校1年生においては35人以下が標準であり、小学校2年生においては国加配により35人以下となっています。

また、静岡県においては、以下のように「静岡式35人学級編制」を実施しています。

(平成28年度)

小学校3年生 ～6年生	・2学級以上かつ1学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下(下限25人)の学級を編制することができる。
中学校全学年	・1学級の平均人数が35人を超える場合には、1学級35人以下(下限なし)の学級を編制することができる。(弾力化)

1学級当たりの人数が35人になると、40人の時よりも児童生徒一人一人に対してきめ細かな指導が可能になったり、教室内の空間にも余裕ができたりすることから、本市においては今後も1学級当たりの人数は35人以下が適切であると考えます。

(3) 学校配置について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、公立の小学校及び中学校の配置に関しては、基本的には「通学距離が小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と規定されています。

なお、文部科学省が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、通学時間について、「おおむね1時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である」とされています。

なお、本市においては、小学校あるいは中学校同士が近接している地域がある一方で、その学校を除いて近隣に学校がない地域があります。

学校は、教育施設であるとともに防災拠点でもあり、地域のまちづくりや地域住民の交流の場として活用されるなど地域コミュニティの形成に重要な役割を担っているため、適正な学校配置については十分な検討が必要となります。

したがって、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的としながらも、同時に、地域の方々と話し合っていくことが重要であると考えます。

4 基本的な考え方

(1) 適正規模について

① 小学校の適正規模

12 学級以上 24 学級以下（特別支援学級を除き各学年 2～4 学級）

国は、12 学級以上 18 学級以下を標準としていますが、本市においては、現在、そして将来的にも地区によっては 19 学級以上 24 学級以下になる学校が一定数存在することや、そのような地区の学校でも一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなるというような状況にはならないと想定されるため、12 学級以上 24 学級以下が望ましい学校規模であると考えます。

② 中学校の適正規模

9 学級以上 18 学級以下（特別支援学級を除き各学年 3～6 学級）

国は、12 学級以上 18 学級以下を標準としていますが、本市においては、現在、そして将来的にも地区によっては 9 学級以上 11 学級以下になる学校が一定数存在することや、そのような地区の学校でも全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり免許外指導を解消したりすることが可能であると想定されるため、9 学級以上 18 学級以下が望ましい学校規模であると考えます。

(2) 適正配置について

通学距離・・・小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内
通学時間・・・小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている距離や時間が、本市においても適正であり、望ましい学校配置であると考えます。

(3) 学校施設整備について

① 目的

学校施設の整備にあたっては、児童生徒にとっての安全・安心な施設環境の確保はもとより、老朽化した建物や設備の更新を図るだけでなく、財源確保を図りつつ、地域性にあつたよりよい教育環境の向上、地域コミュニティの形成を視野に入れた再生を行うことが重要です。

学校施設の整備計画は、中長期的な維持管理コストの縮減、予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため老朽化の状況と地域における学校施設の役割等を考慮した中で、中長期的な施設整備の具体的な方針を示すものです。

② 整備にあたっての前提条件の整理

児童生徒数の状況に応じた必要教室数等の考え方

- ・児童生徒数の状況に応じた保有教室数等(普通教室、特別教室、図書館、体育館、保健室、給食室等)の考え方、積算方法
- ・余裕教室などの空きスペースの有効活用

③ 整備手法を含めた基本的な考え方

<全体的な施設整備の考え方>

施設の老朽化の状況や地域の児童生徒数の現状、将来推計を踏まえた学校配置の適正化を含め、既存施設の活用の有無について総合的な判断が必要です。

なお、整備する必要があると判断した場合には、施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、コストを抑えながら建て替えと同等程度の教育環境を確保しつつ、長期間の延命化、工事費用の縮減、工期の短縮が見込めるほか、減築等、施設の一部改造が可能となる新たな改修方法である「長寿命化改修」により実施することを基本とします。

<小規模化が見込まれる地域の施設整備の考え方>

児童生徒数の減少により小規模化が見込まれる地域については、施設集約化を踏まえた学校統合や小中一貫学校化の可否について協議の上、既存施設を活用した「施設一体型」を原則として整備するとともに、求められる機能の充実等、よりよい教育環境の向上や施設の効率化を図ります。

<大規模化が見込まれる地域の施設整備の考え方>

児童生徒数の増加により、大規模化が見込まれる地域については、将来的な人口の推移を見極めながら、増築を含めた既存施設の改修により延命化を図り、教室の確保、求められる機能の充実等、よりよい教育環境の向上を図ります。

(4) 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

児童生徒数が減少していく状況下にあっても、単に児童生徒数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化ではなく、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実の観点が最も重要です。

また、学校は地域にとって様々な点において重要な役割を担っているため、適正化に当たっては地域の方々と話し合うことが大切です。

その他にも、以下のような点に配慮しながら適正化を図ります。

- 学校配置の適正化に当たっては、「第4次沼津市総合計画」、「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「都市計画マスタープラン」など、本市の各種政策を推進するための方針や目標を定めた計画との整合や連携を図り、その理念に沿った学校配置の適正化に努めます。
- 市内小中学校の42校のうち33校は、地域の防災拠点として避難所等に指定されています。学校配置の適正化に伴い、地域によっては避難所等の一部または全部に変更が生じる場合があることから、その代替機能の確保を含め、地域防災力の低下を招かないよう地域住民と十分な協議をしながら検討します。
- 学校は、地域のまちづくりや地域住民の交流の場として活用されるなど、地域コミュニティの重要な役割を担っているため、適正化は、地域住民との協議により検討していきます。
また、中学校区の再編等に当たっては、地域の様々な活動が中学校区単位で実施されているため、地域住民との慎重な協議により進めていく必要があります。
- 学校施設は公共施設の約4割を占め、学校施設のうち約75%は建築後30年以上が経過しており、校舎等の老朽化が大きな課題となっています。施設の更新や改修に当たっては、地域の学校規模に応じ統合や減築、増築を含め効率的な施設整備に努めます。
- 統合等による学校施設跡地の活用については、中長期的視点から、人口、世代構成、周辺施設の状況、地元住民の要望などを総合的に勘案して、跡施設の利用方法を検討します。

- 適正化の対象地区には、「地区推進委員会」を設置し、「概略方針」「基本方針」に基づき、丁寧な説明を行います。また、よりよい教育環境について学校関係者、保護者、地域住民とともに多方面から検討し、協議内容については、「推進委員会だより」の発行などにより、地域の皆さんにお知らせします。
- 「概略方針」「基本方針」及びこれらに基づいた、市内公立小中学校の現状とこれから予想される状況、今後の方針などの説明を市のホームページ、「広報ぬまづ」「教育委員会だより」「沼津の教育」等で公表します。
- 適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ地域住民や保護者、関係機関との調整を図ります。
- 特別支援学級の児童生徒に対しては、個別の支援計画等を確実に引き継ぐなど、新たな学校生活への円滑な移行のため、一層きめ細かな配慮に努めます。
- 外国人児童生徒に対しては、外国人児童生徒相談員等の支援を得ながら、必要な事柄に関して保護者や本人に説明するほか、保護者や本人とともに統合先の学校を訪問するなど、きめ細かな配慮に努めます。
- 本方針は、社会情勢の変化や制度改正、更には各地区における児童生徒数の現状や今後の定期的な人口動態調査による児童生徒数の将来推計を踏まえる中で、必要に応じて見直します。

第2章 適正規模・適正配置の対象となる学校や地区について

1 検討の際に考慮すべき観点

(1) 適正化を検討する学校の観点と方策

学校教育法施行規則第41条、第79条に「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と記されているように、児童生徒数が減少していく状況下にあっても、単に児童生徒数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化ではなく、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実という観点が最も重要です。

しかし、第1章の3で触れたように学級数が少ない場合と多い場合のそれぞれのメリット・デメリットについて比較すると、一定の学校規模を確保することは、児童生徒にとってよりよい教育環境を整備することにつながると考えます。

そのため、本市において学校規模・学校配置の適正化を図る際には、以下の観点や方策に基づき、適正化を検討します。

※社会情勢の変化や制度改正、更には各地区における児童生徒数の現状や今後の定期的な人口動態調査による児童生徒数の将来推計を踏まえる中で、必要に応じて見直します。

(適正化を検討する学校の観点)

- 小学校においては、特別支援学級を除き、11学級以下、もしくは25学級以上の小学校、中学校においては、特別支援学級を除き、8学級以下、もしくは19学級以上の中学校。
- 現在は適正規模だが、将来的な児童生徒数の減少により適正化が必要となることが想定される学校。

(適正化を図るための方策)

- 小学校の統合
- 中学校の統合
- 小中一貫校化

※なお、以下の学校は今後10年間の中で適正化を図る必要があります。

- 適正化の対象となる学校のうち、将来的な児童生徒数の減少が著しく、複式学級の発生が予想される学校。
- 児童生徒数が増加しており、今後も継続的な増加が見込まれるため、施設の増築等により対応を図らなければならない学校。

(2) 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

地域の実態その他により特別な事情があるときは適正化を図らずに学校を存続する場合も考えられます。

例えば、近隣の学校間の距離が遠すぎる場合、学校統合に伴い安全安心な通学ができないと判断される場合、学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け地域がその充実を希望する場合などです。

そのような場合においても、以下のような取組により、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実を図ります。

(より良い教育環境の整備、教育の質の更なる充実を図るための取組例^{※1})

<適正規模を下回る学校について>

- 小中一貫教育^{※2}の導入により小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模を確保する。
- 上級生がリーダー役となり、協働学習や体験学習を計画的に実施する。
- 集団生活や自治的活動を十分に経験する機会を設ける。
- TV会議システム等のICTを活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施する。
- タブレットPC等を全員に整備し、他校との情報交換に活用する。
- 他地域の学校と合同授業や合同行事を可能な範囲で実施する。

等

※1 取組例は、平成27年1月「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（文部科学省）からの抜粋。

※2 小中一貫教育

小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指すもの。詳細は、本冊子P21「第3章 1 小中一貫教育の推進」以降に記載。

2 地区または学校ごとの方向性

今後、30年間に於いて定期的な人口動態調査を実施する中で児童生徒数の推移を注視し、小学校同士の統合、現在の中学校の通学区域（校区）の見直しや再編による中学校同士の統合等をはじめ、様々な方策を用いて適正化を図ります。

※エリアの分け方

中央部…第一、第二、第四、第五地区

北部…金岡、大岡、門池地区

西部…原、浮島、愛鷹、今沢、片浜地区

南部…第三、大平、静浦、内浦、西浦、戸田地区

※社会情勢の変化や制度改正、更には各地区における児童生徒数の現状や今後の定期的な人口動態調査による児童生徒数の将来推計を踏まえる中で、必要に応じて見直します。

エリア	学校名	概要と今後の方向性
中央部	第一小 第一中	<p><概要> 沼津駅北側に3校、駅南側7校の合計10小・中学校が点在し、今後の児童生徒数は全体的に減少傾向が見込まれている。</p> <p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 千本小においては、現在全学年単学級であり、今後10年以内に複式学級の発生が予想されるため、学校統合や小中一貫校化を含め、早急な対応を図る必要がある。 <p>なお、中長期的には、中央部については児童生徒数の推移を注視しつつ、小学校同士の統合や中学校区の再編など、様々な観点から適正化について検討する必要がある。</p>
	第二小 千本小 第二中	
	第四小 第四中	
	第五小 開北小 第五中	

エリア	学校名	概要と今後の方向性
北部	門池小 門池中 金岡小 沢田小 金岡中 大岡小 大岡南小 大岡中	<p><概要></p> <p>小・中学校が合計8校あり、そのうち国が示す標準を上回る学級数の小学校が2校（門池小、金岡小）存在する地域である。</p> <p>門池地区については、児童生徒数は増加する見込みであり、金岡・大岡地区は減少傾向であるが、一定規模を維持するものと考えている。</p> <p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門池地区については、住宅開発等により児童生徒数が増加しており、今後も継続的な増加が見込まれている。 <p>そのため、短期的には児童生徒数に応じて門池小の施設を増築する必要がある。</p> <p>中長期的には、児童生徒数の推移を注視しつつ、中学校区の再編や見直し等をはじめ、様々な観点から適正化について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金岡地区については、今後、沢田小が適正規模を下回ると見込まれている一方、金岡小、金岡中は適正規模を維持すると見込まれている。 <p>そのため、児童生徒数の推移を注視しつつ、現在の中学校区における小学校同士の統合をはじめ、様々な観点から適正化について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大岡地区については、今後、大岡小、大岡南小が適正規模を下回ると見込まれている。 <p>そのため、児童生徒数の推移を注視しつつ、現在の中学校区における小学校同士の統合をはじめ、様々な観点から適正化について検討する必要がある。</p>

エリア	学校名	概要と今後の方向性
西部	片浜小 片浜中	<p><概要></p> <p>昭和40年代から50年代にかけて、市営・県営団地が多く建設され、ファミリー層の入居による児童生徒数の増加に伴い、小・中学校が合計11校存在する地域である。</p> <p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 片浜地区については、今後、更なる児童生徒数の減少が見込まれ、片浜小において単学級の学年が発生すると予想されている。そのため、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、中学校区の見直しや再編による隣接地区との統合等、様々な観点から適正化について検討する必要がある。 愛鷹地区については、今後、児童生徒数は減少するものの、当面は適正規模を維持すると見込まれている。そのため、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、隣接地区との通学区域の見直しをはじめ、様々な観点から適正化について検討する必要がある。 今沢地区については、今後、児童生徒数の減少に伴い、小・中学校ともに単学級の学年が発生すると予想されている。そのため、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、中学校区の見直しや再編による隣接地区との統合等をはじめ、様々な観点から適正化を図る必要がある。 原地区については、今後10年以内に原東小で全学年が単学級になることが予想されている。そのため、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、現在の中学校区における小学校同士の統合、中学校区の見直しや再編による隣接地区との統合等をはじめ、様々な観点から適正化を図る必要がある。 浮島地区については、今後10年以内に小・中学校ともに全学年が単学級になることが予想されている。そのため、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、浮島地区においては隣接する地区の学校との距離が離れていることにも考慮しながら中学校区の見直しや再編等をはじめ、様々な観点から適正化を図る必要がある。
	愛鷹小 愛鷹中	
	今沢小 今沢中	
	原東小 原小 原中	
	浮島小 浮島中	

エリア	学校名	概要と今後の方向性
南部	戸田小 戸田中 内浦小 西浦小 長井崎中 静浦小中 一貫学校 第三小 香貫小 第三中 大平小 大平中	<p><概要> エリアが最も広く、小・中学校が合計 12 校と、最も多く存在する地域である。</p> <p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 三浦地区については、現在、内浦小において複式学級を編成しており、今後、複式学級の増加が予想されている。 また、西浦小においても複式学級の発生が予想されているため、学校統合や小中一貫校化を含め、早急な対応を図る必要がある。 また、戸田地区については、地理的要因や地域事情を考慮し、施設一体型*の小中一貫校化により、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模の確保及び教育環境の維持向上に努める必要がある。 <p>なお、中長期的には児童生徒数の推移を注視しつつ、通学手段等にも考慮しながら、中学校区の見直しや再編による統合をはじめ様々な観点から適正化を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三地区、大平地区については、今後、中長期的な減少が見込まれ、特に大平地区については現在、小・中学校とも全学年単学級であり、今後も児童生徒数の減少が見込まれている。 <p>そのため、中長期的には児童生徒数の推移や周辺の道路事情の改善に伴う人の流れを注視しつつ、中学校区の見直しや再編、隣接地区の中学校との統合等様々な観点から適正化を図る必要がある。</p>

※ 施設一体型

小中一貫教育を実施する際の施設形態の 1 つ。小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。詳細は、本冊子 P24 以降に記載。

3 早急な対応が必要な地区や学校について

- (1) 今後 10 年間に於いて児童生徒数の減少により、早急な対応が必要な地区や学校について
 (※は 10 年以内に複式学級の発生が予想される学校)

中学校区 (学校名)	概要と今後の方向性
戸田地区 ※ (戸田小) (戸田中)	現在、小・中学校ともに全学年単学級であり、今後も児童生徒数の更なる減少が見込まれている。 また、戸田地区においては地理的要因や地域事情を考慮し、施設一体型※の小中一貫校の整備を図り、小学校段階・中学校段階全体として一定の集団規模の確保及び教育の質の維持・向上を図る必要がある。
長井崎地区 ※ (内浦小) ※ (西浦小) (長井崎中)	現在、内浦小において複式学級を編制しており、今後、複式学級の増加が予想されている。 また、西浦小においても、今後、複式学級の発生が予想されている。 そのため、学校統合や小中一貫校化を含めた対応を図る必要がある。
第二地区 ※ (千本小) (第二小) (第二中)	現在は複式学級を編制していないが、今後 10 年以内に千本小において複式学級の発生が、第二小、第二中においては全学年単学級になることが予想されている。 そのため、学校統合や小中一貫校化を含めた対応を図る必要がある。

- (2) 児童生徒数の増加により対応が必要な学校について

学校名	概要と今後の方向性
門池小 門池中	児童生徒数が増加しており、今後も継続的な増加が見込まれるため、施設を増築する必要がある。 その後、児童生徒数の推移を注視しつつ、小・中学校の通学区域（校区）の見直し等を含む学校規模・学校配置の適正化を検討する。

※ 施設一体型

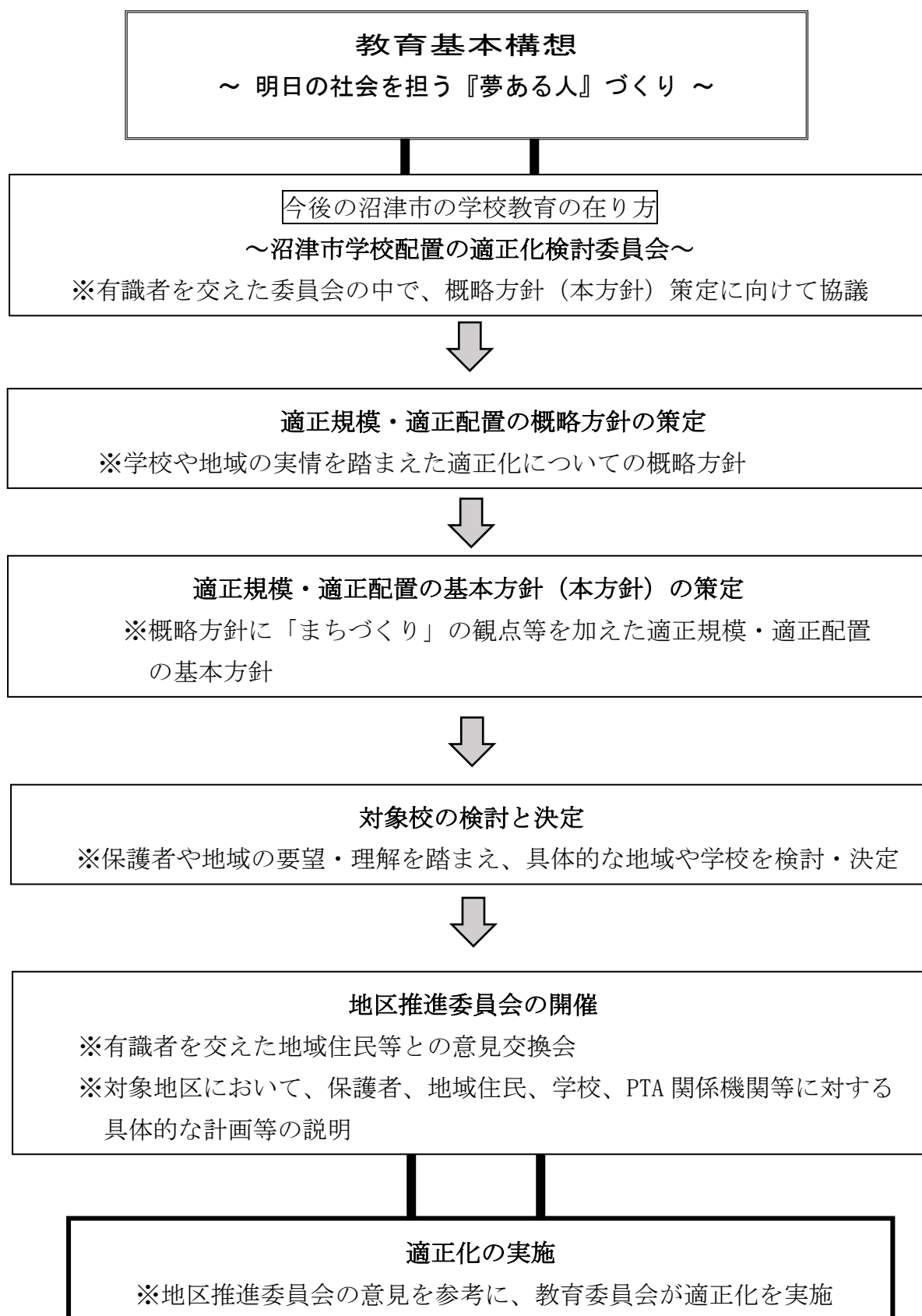
小中一貫教育を実施する際の施設形態の 1 つ。小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。詳細は、本冊子 P24 以降に記載。

4 早急な検討が必要な地区や学校について

現在、全学年が単学級、もしくは今後 10 年間に於いて児童生徒数の減少により全学年が単学級になることが予想されるため、学校統合の適否を含め、地元協議により検討することが必要となる。

中学校区 (学校名)	現状
大平地区 (大平小) (大平中)	<p>現在、大平小の学級数は 7 学級、大平中の学級数は 4 学級であり、小・中学校ともに単学級の学年がある。</p> <p>今後は、児童生徒数の減少により、今後 10 年間に於いて、小・中学校ともに全学年単学級になることが予想されている。</p>
浮島地区 (浮島小) (浮島中)	<p>現在、浮島小の学級数は 7 学級、浮島中の学級数は 5 学級であり、小・中学校ともに単学級の学年がある。</p> <p>今後は、児童生徒数の減少により、今後 10 年間に於いて、小・中学校ともに全学年単学級になることが予想されている。</p>
静浦地区 (静浦小中 一貫学校)	<p>現在、静浦小中一貫学校の学級数は 9 学級であり、全学年単学級である。 (特別支援学級を除く)</p> <p>今後も、児童生徒数の減少が見込まれている。</p>
原地区 (原東小)	<p>現在、原東小の学級数は 12 学級であり、全学年が 2 学級ずつである。</p> <p>今後は、児童生徒数の減少により、今後 10 年間に於いて、全学年単学級になることが予想されている。</p>

参考 適正化実施までのフロー



第3章 教育の質の更なる充実を目指した取組について

1 小中一貫教育の推進

平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設され、現行の学習指導要領においては、小・中学校段階間の連携を促進するための工夫について明記され、これまで以上に小中一貫教育の重要性が示されました。

小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものであり、全国的に実践が増加しており、これまでに以下のような成果が報告されています。^{※1}

- 中1ギャップが緩和されている。
- 上級生が下級生の手本になろうとする意識が高まっている。
- 下級生の上級生に対する憧れの気持ちが高まっている。
- 異学年の児童生徒の交流が深まっている。
- 小・中学校共通で実践する取組が増えた。 等

一方、課題としては、児童生徒間の交流を図る際の移動手段・移動時間の確保が難しい、小・中学校の教職員間での打合せの時間が確保できない、といった報告があります。

また、平成26年の中央教育審議会においては、地域や児童生徒の実態に応じ、小・中学校段階の接続の円滑化を図ること、6－3制の学年段階の区切りに限らず4－3－2制や5－4制といった学年段階の柔軟な区切りを設定することなど、多様な教育実践を図ることをはじめとした、児童生徒の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムとしての小中一貫教育の制度化についても示しています^{※2}。

※1 平成27年2月文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」

※2 平成26年12月22日中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」

さらに、平成 27 年 6 月の「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校^{※1}が新たな学校の種類として規定され、小中一貫教育が制度化されました。

この義務教育学校の設置に当たっては、教員は小・中学校の免許状の併有が原則であること（当分の間は小・中学校どちらか一方の免許だけで良いとする暫定措置が取られている）や、小・中学校への教職員の配置を規定する「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」^{※2}の改正が未確定であり、改正後の具体的な内容が示されていないことから、平成 28 年 4 月時点での義務教育学校の設置状況は、全国で 22 校にとどまっている状況となっています。

このため、平成 28 年 3 月文部科学省において「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」等の公布に伴い、義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校^{※3}、中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校^{※4}の教育課程の基準の特例を定めることにより、更なる小中一貫教育の推進がなされるよう、運用の弾力化が図られています。

※1 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校

[平成 27 年 7 月「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について」]

※2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

義務教育水準の維持向上のため、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定める法律

※3 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小学校及び中学校

[平成 28 年 3 月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

※4 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校

異なる設置者の下で、小学校における教育と中学校における教育の一貫性に配慮した教育を施す小学校及び中学校

[平成 28 年 3 月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

本市においては、かねてから市内の全小・中学校において小中連携を推進しており、平成 26 年 4 月には、同一敷地内に小学校と中学校の校舎を一体的に整備した静浦小中一貫学校を開校し、以下のような成果が見られます。

(静浦小中一貫学校における成果)

<児童生徒の生活・行動に関すること>

- 9 年間の一貫した教育課程の編成により、小・中学校段階での指導の共通化が図られ、中 1 ギャップが見られなくなっている。
- 特に中学生段階の生徒が、下級生に穏やかに接するなど落ち着いた生活態度で学校生活を送っている。
- 学校行事をはじめ、日常的に異年齢交流が行われた結果、児童生徒の社会性が伸長している。
- 9 学年合同で実施する様々な体験活動を通じて、児童生徒が自分の役割を自覚し、責任のある行動がとれるようになってきている。

<学習・学力に関すること>

- 中学校籍の教員が小学生の授業を受け持つこと(乗り入れ授業)により小学生段階から専門性の高い授業を実施できるようになっている。
- 小学生段階から教科担任制を段階的に導入することで一人の児童に多くの教員が関わり、様々な視点で子どもの育ちを見ることが、各教科の専門性を生かした授業が実施できるようになった。
- 小・中学校教員の相互協力等により、発達の段階に応じた計画的・継続的な教育が図られ、学力の向上が見られている。

以上のように、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育には、全国的にも本市としても多くの成果が見られることから、今後、本市における小中一貫教育の推進は、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備、教育の質のさらなる充実につながると考えます。

しかし、小中一貫教育の推進を図るには、小学校及び中学校免許併有教員の割合が低いこと、教職員の小中一貫教育に対する研修の更なる充実が必要であること、義務教育を 9 年間の一体的な教育と捉えた小・中学校間の教職員の人事異動、などのいくつかの課題もあるため、小中一貫教育の推進を図る際には、小中一貫教育の成果と課題を踏まえつつ、それぞれの学校や地域の実情に応じる必要があります。

児童生徒数が減少していく状況下にあっても、単に児童生徒数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化ではなく、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実という観点が最も重要です。

そのため、適正化を図る地域や学校はもとより、適正化の実施を見送る学校においても、小中一貫教育を推進することで、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実を図ります。

なお、本市における小中一貫教育の考え方は以下に示す通りであり、今後は、市内全小・中学校において取り組んでいくことを考えています。

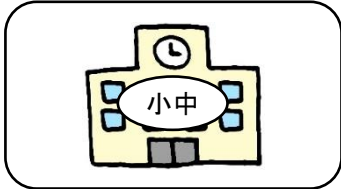
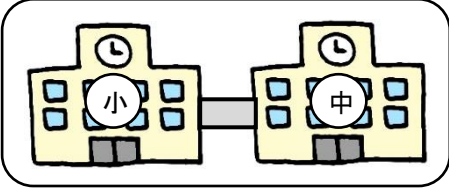
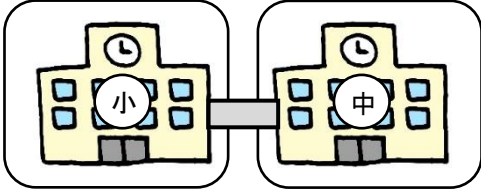
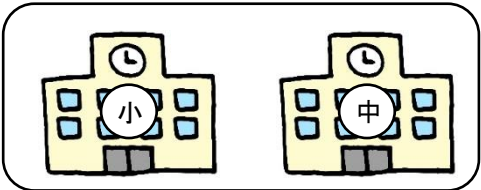
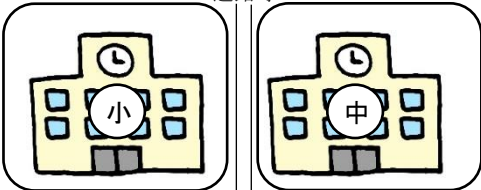
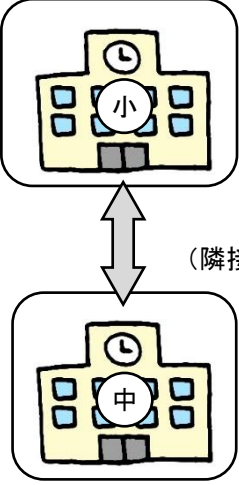
<本市における小中一貫教育の考え方>

- ・施設の形態^{※1}は、「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」など、地域や学校の実情に応じる。
- ・法律上の学校の種類は、通常の小学校と中学校である「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」^{※2}とする。
- ・具体的には、学校教育目標の共有、小・中学校における目指す子ども像の共有、グランドデザインの共通化、9年間の一貫した教育課程の編成・実施、乗り入れ授業や教科担任制の実施、小中の教員による合同研修会などをはじめ、地域や学校の実情に応じた様々な取組を実施する。

※1 施設の形態：小中一貫教育を実施する際の施設形態は以下のように分類されています。
①施設一体型・・・小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。
(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。静浦小中一貫学校は施設一体型に分類される。)
②施設隣接型・・・小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。
③施設分離型・・・小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。
[平成27年7月31日 文部科学省報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」]

※2 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校
同一の設置者の下で、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す小学校及び中学校
[平成28年3月「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」]

参考 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類

区分	校舎の設置状況
<p>施設一体型</p> <p>小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている。(小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)</p>	<p style="text-align: center;">校舎の設置状況</p> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (同一敷地)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (同一敷地、渡り廊下で接続)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>全部一体的に設置 (異なる敷地、渡り廊下で接続)</p> </div> </div>
<p>施設隣接型</p> <p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>別々に設置 (同一敷地)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>道路等</p>  <p>別々に設置 (隣接する敷地)</p> </div> </div>
<p>施設分離型</p> <p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。</p>	<div style="text-align: center;">  <p>別々に設置 (隣接していない異なる敷地)</p> </div>

[平成 27 年 7 月 31 日文部科学省報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」に示されている図を基に沼津市教育委員会で作成。上記以外にも、学校の実情に応じた様々な施設形態が考えられる。]

2 ICTを活用した教育

近年、電子黒板やタブレット端末等のICTを活用した教育を本格的に実施する地方公共団体が出現し、具体的な教育効果が表れ始めており、ICTを活用した教育に取り組む動きは全国的に広がり始めています。

ICTの活用により期待されることとしては、授業の質の向上、学びの場の多様化、過疎化や少子化に伴う教育における質の確保、校務の情報化の推進・高度化などの様々な教育効果があり、以下のような具体的な授業の例が挙げられています。*

- ・体験学習、実験・観察等を行い、その情報を映像やデータ等で記録し、実体験とデジタルデータを合わせて理解を深めたり、思考力を高めたり、記録した映像を見直しながら話し合うことにより、新たな気づきを得たりする。
- ・従来の授業では実体験が困難な事象についてデジタル教材を活用して視覚化等を図ることにより、理解を深める。
- ・情報端末や電子黒板などを用いて個人やグループの考えを即時に整理・発表することにより、多角的な見方や考え方に触れる。
- ・他校の教室や社会教育施設、学校外の専門家、外国の学校などと結んで合同授業や合同活動、意見交換などを行うことにより、異なる考えや文化、専門的な内容にリアルタイムで触れる。

また、特に小規模校においては、児童生徒の社会性の育成や、児童生徒の学び合いや学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題探究型の学習などを進めるため、ICTを活用して遠隔地間の教室や施設をつなぎ、年間を通じて合同授業や合同活動を行うことなども考えられます。

以上のようなことから、ICTを活用した教育を推進することは、よりよい教育環境の整備、教育の質の更なる充実につながると考えられます。

※ 平成26年8月「ICTを活用した教育に関する懇談会報告書（中間まとめ）」文部科学省